

意見書

平成17年6月1日


総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

住所 とうきょうとみなとくひがししんぼしいちようめ 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくびーびーかぶしがいしゃ ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス 

「平成16年度電気通信事業分野における競争状況の評価(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. IP電話の競争評価に関する意見

頁	段落	意見
第2章 - 30	2 - 2 - 2 (1)	<p>050 - IP電話におけるロケーションフリーの特長について、現状では以下の通り十分に活かされていない状況と考えます。</p> <p>例えば、個人ユーザーは、固定電話に重畳した利用であり、現状ロケーションフリーで利用するサービス（利用方法）がなく、他地域に引越した場合でも引き続き同一番号が利用できる程度と考えます。今般、法人ユーザーの企業内無線LAN内における050番号利用が普及してきましたが、現状はまだ、050 - IP電話のモビリティは、同一事業所内の利用に限られていると推測されます。</p> <p>050 - IP電話のロケーションフリーという特長を最大限活用するには、外出先等での公衆無線LANアクセスポイントでの利用方法が考えられますが、一方品質維持の規制からまだサービス化が実現されていない状況と思われます。</p> <p>よって、固定電話との競合関係の鍵となりうる050 - IP電話のロケーションフリーについて、特徴を生かした形で普及しているかの分析評価が必要と考えます。</p> <p>また、普及状況の分析から、仮に普及を阻害する要因が制度面にもあるようであれば、必要な制度的整備によって、050 - IP電話が固定電話との関係において競合相手にまでなる可能性があるのではないのでしょうか。</p>
第2章 - 33	2 - 2 - 2 (3)	
第7章 - 51	7 - 5 - 7 (4)	
第7章 - 35	7 - 5 - 1 (4)	<p>弊社は、今般新たにKDDI、メディアほか5社との050 - IP電話との相互接続を、通話料有料で6月中に実施することとなりました。また、今後も相互接続先を拡大していく予定ですので、当該状況変化を踏まえ「他の多くのIP電話事業者とは相互接続していないため、」の記述について変更をお願いいたします。</p>

頁	段落	意見
第7章 - 55	7 - 5 - 8 (3)	<p>及び について、0 A B J - I P 電話、0 5 0 - I P 電話のどちらか又は共通の状況を記述されているのか不明確と考えます。(前後の文脈からすると は0 5 0 - I P 電話、 は0 A B J - I P 電話を指されていると推測。)</p> <p>また、「公正競争上の課題」について、明確化が必要ではないでしょうか。当該記述が指していると思われる「7 - 5 - 8 - 2 公正競争推進」における分析は、制度や現状等が記述されているもので、特に懸念となる「課題」が明らかに示されていないように思われます。つまり、課題が大きく浮上する可能性について、根拠や具体的な懸念を記載いただくべきではないでしょうか。</p>

2 . F T T H の市場分析に関する意見

頁	段落	意見
第7章 14頁	7 - 2 (2)	<p>競争評価案にあるように、加入者光ファイバ設備を既に保有する既存の事業者と新たに加入者光ファイバ設備を敷設する新規参入事業者がまったく対等な競争環境にある状態の中で、新規参入事業者が加入者光ファイバ設備を新たに敷設するのは非常に困難であると考えます。競争を促進するためには、現段階では設備開放義務が不可欠であり、今後可能な部分について設備ベースでの競争を進めていく場合でも、引込み線敷設における電柱の公平な利用に関するルールといった政策的な制度の整備が前提になるものと考えます。</p>
第7章 24頁	7 - 2 - 2 (2)	<p>競争評価案の内容に賛同いたします。N T T は、「コスト削減を進めても、その分は他社への回線貸出料の値下げに回るため、投資インセンティブがわからない」旨コメントをされておりますが、以下の理由からも、ダークファイバの設備開放義務が、N T T 東西の投資インセンティブに影響を与えないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 東西は、敷設した光ファイバ設備を用いて自ら利用者サービスを提供しており、競争評価案

頁	段落	意見
		<p>にもあるように、その投資は採算性による自らの判断で行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷設した設備を貸し出す場合の料金は、7年間の需要予測に基づいた実際のコストを平均化した金額に適正利潤を加えて算定しており、需要が大きく変動した場合には料金の見直しもありうることから、基本的には回収漏れは想定されません。むしろ、多数の事業者による設備ベースでの競争が起こった場合には、敷設した設備のコストを回収できない可能性が高くなることから、投資リスクは大きくなります。 ・ ネットワーク設備は規模の経済性が大きく働くことから、多くの事業者に貸し出した方が、自社の利用者向けサービスのコストも下げることができるため、電力系事業者やCATV事業者との設備ベースでの競争上は有利となります。
第7章 24頁	7 - 2 - 2 (3)	<p><u>戸建て住宅市場は、以下に述べるように、現状市場支配力は行使されていないものの、現状の独占/複占の状況において、NTT東西や電力系事業者が市場支配的な地位にいないことを証明する材料は乏しいと考えます。NTT東西と電力系事業者の二社間の競争はあるものの、少なくとも二社の「協調」による市場支配力の行使が「懸念」される状態にあると考えます。</u></p> <p>(1) 「NTT東西と電力系事業者の二社の競争が機能しているかどうか」が評価のポイント」について 政策措置として設備開放義務が課されている前提においては、利用者サービス市場の競争はNTT東西と電力系事業者に限られるものではなく、設備ベースでの参入の可否に関わらずサービスベースでの「競争事業者」の存在が想定され、その有無が競争に影響を与えるものと考えます。競争評価案でも、ADSL市場の評価においては、「現行の接続ルールが能力と意欲ある競争事業者を生み、市場の状況を競争的にしている」(第7章 - 10)としており、利用者サービス市場における評価がなされております。「競争政策上の関心事」が「ネットワークインフラレイヤにも競争を導入し維持強化する」ことであり、それが「複占の弊害への牽制力を生み出す取り組みでもある」</p>

頁	段落	意見
		<p>(第7章 - 24)ことは理解しますが、競争評価において設備ベースでの競争のみ分析を行うのは評価として不十分と考えます。特に「協調」による市場支配力については、「協調関係の成立を阻止しようとする競争事業者が存在しないときに、その存在を推定」(第5章 - 4)されるのであって、そもそも複占を形成する事業者間の競争を見るだけでは評価はできないものと考えます。</p> <p>(2) 「F T T Hの集合住宅市場で述べたのと同じ理由」について</p> <p>「同じ理由」の内容が不明確ではありますが、集合住宅市場において、市場支配力がないと判断される理由は以下の点と理解しております。</p> <p>(a) 集合住宅市場において「単独」での市場支配力がない理由</p> <p> A D S L、C A T Vの競争圧力があり、料金の値下がりが顕著である</p> <p> N T T東西は、設備開放義務があるため事業者間取引において価格形成力がなく、電力事業者殿は、ダークファイバを利用してF T T Hを提供する事業者との競争がある</p> <p> プライススキーズの懸念があるものの、各事業者の単独でのシェアが低く、市場に「意欲」と「能力」を備えた競争事業者が存在する</p> <p>(b) 集合住宅市場において「協調」での市場支配力がない理由</p> <p> A D S L、C A T Vの競争圧力があり、料金の値下がりが顕著である</p> <p> N T T東西は、設備開放義務があるため事業者間取引において価格形成力がなく、電力事業者は、ダークファイバを利用してF T T Hを提供する事業者との競争がある</p> <p> N T T東西と電力系事業者との寡占の状況だが、市場が拡大期にあり、加入者増が各事業者にとって重要な戦略であることから、市場に「意欲」と「能力」を備えた競争事業者が存在する</p>

頁	段落	意見
		<p>上記の理解においては、集合住宅市場と異なり現に独占／複占である戸建て住宅市場においては、以下の述べるとおり、集合住宅市場と「同じ理由」をもって市場支配力がないとはいえないと考えます。</p> <p>(a) 戸建て住宅市場における「単独」による市場支配力について</p> <p>料金の値下がりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅市場においても、料金値下がりが起こっていることから、現状は市場支配力が行使されているとはいえ、またADSLやCATVの競争圧力がまったくないとは言えません。しかしながら、集合住宅市場とまったく同様の状況とは言えず、それをもって戸建て住宅市場において市場支配力が存在しないとはいえないと考えます。 ・ すなわち、戸建て住宅市場における料金は、集合住宅市場ほど料金値下がりが急激ではなく、集合住宅市場ほどADSLに対して競争的な価格設定はなされていないことから、ADSLからの集合住宅市場ほど競争圧力は強くないものと考えます。 ・ また、FTTH市場は、「一度光ファイバを引き込めば乗り換えなしとの判断から新規顧客の囲み競争」(第6章 - 67)が行われている状況であり、戸建て住宅市場においては、競争事業者が現れなければ独占／複占を維持したまま市場が拡大していくおそれがあります。ADSLからの競争圧力が集合住宅市場ほど強くない戸建て住宅市場では、ADSL「市場の成長にはかげりが見えている」(第7章 - 12)状況において、今後FTTHが優位となると考えられ、市場支配力が行使される蓋然性は高いものと考えます。 <p>設備開放義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西には設備開放義務があるため事業者間取引において価格形成力がないことは集

頁	段落	意見
		<p>合住宅市場においても同様です。しかしながら、それは独占/複占でない利用者サービス市場において、事業者間取引の市場での支配力を梃子にして利用者サービス市場で市場支配力を形成する可能性がないことの証明にしかならぬと考えます。現に利用者サービス市場において独占/複占である状況は、それ自体が市場支配力の存在を推定させるものであり、事業者間取引の市場における設備開放義務をもって利用者サービス市場での市場支配力を否定することはできないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、電力事業者については、複占市場においてはN T T東西以外の競争事業者がないため、そもそも「ダークファイバを利用してF T T Hを提供する事業者」との競争は現状ほとんどないものと考えます。 <p>各事業者の単独でのシェアが低いことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅市場と異なり、現に独占/複占であるため、そもそも「意欲」と「能力」とを備えた競争事業者が存在するとしている前提が異なるものと考えます。 <p>(b) 戸建て住宅市場における「協調」による市場支配力について</p> <p>料金の値下がりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(a) と同様、現状市場支配力が行使されているとはいえませんが、それをもってN T T東西や電力系事業者が市場支配的な地位にいないとはいえないと考えます。 <p>設備開放義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(a) と同様、現に利用者サービス市場において独占/複占である状況は、それ自体が市場支配力の存在を推定させるものであり、事業者間取引の市場における設備開放義務を

頁	段落	意見
		<p>もって利用者サービス市場での市場支配力を否定することはできないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更に、競争評価案には、「例えば、マンションまでの光ファイバによるサービスの提供ではNTT東西のダークファイバ等の接続料が規制対象であるために、NTT東西の規制されている料金水準に対し競争上対応する必要がある。戸建て住宅市場は集合住宅市場と違い、事実上二社による複占であるが、このような事情があるために、F T T H市場は、NTT東西と協調するのではない限り、市場支配力を行使する余地はない。」(第7章 - 18)と記載されておりますが、このことは逆に言うと、戸建て住宅市場においては、設備開放義務があっても、「協調」による市場支配力の行使があり得ることを示しているものと考えます。 <p>市場が拡大期にあり加入者増が各事業者にとって重要な戦略であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅市場と異なり、現に独占/複占である戸建て住宅市場においては、市場が拡大期にあり加入者増が各事業者にとって重要な戦略であることだけをもって、競争事業者が「能力」と「意欲」を備えていることは証明されないものと考えます。 ・ 戸建て住宅市場には、NTT東西や電力系事業者の他に、USEN、KDDI、日本テレコム(ソフトバンクBB)(第6章 - 50)といったプレイヤーが存在し、こうした事業者は、競争事業者としての「意欲」を備えていると考えられるかもしれませんが、しかしながら、「市場支配力事業者とその他の事業者の供給力の差が歴然でいずれの競争事業者も一社では市場支配力保有者の供給を十分に代替することができない場合にも「能力」は十分でない」とみなす(第5章 - 6)のであれば、こうした事業者は、独占/複占である戸建て住宅市場においては、競争事業者の「能力」の要件を満たしていないものと考えます。

3. 「移動体通信」領域の市場分析に関する意見

頁	段落	意見
第8章 - 61頁	8 - 6 - (3)	<p>複数事業者の「協調」による市場支配力の存在を認めた評価（案）に賛同します。</p> <p>弊社は、今回の「平成16年度電気通信事業分野における競争状況の評価（案）」意見募集の副題で「競争不十分な携帯電話市場とIP化がもたらす市場インパクトへの対応」と表現されており、携帯電話・PHS市場は競争不十分な状態であると考えます。現状の携帯電話・PHS市場は、NTTドコモグループ、auグループ、ボーダフォンの事業者3社で90%超の市場シェアを占める事実と電波周波数の有限性に起因する参入障壁が存在している。「<u>協調による市場支配力の存在は、今述べたように協調関係の成立を阻止しようとする競争事業者が存在しない場合に推定する。つまり、NTTドコモグループ、auグループ、ボーダフォン、ツーカーグループのいずれもが競争事業者として振舞う利益が見出しにくい状況下で、携帯電話事業者間に協調が成立しやすい。</u>」</p> <p>評価（案）から引用（第8章 - 61頁13行目）「<u>携帯電話事業への参入障壁が大きいため同質な携帯電話事業者間に協調行動が生まれやすい状況を懸念する。</u>」評価（案）から引用（第8章 - 61頁32行目）と評価（案）にも述べられている。弊社も評価（案）の（第5章 - 5頁）の「複数事業者の「協調」による市場支配力」において、垂直統合型の携帯電話市場には協調関係の成立を阻止しようとする競争事業者は存在しないと考えており、同質な複数事業者の「協調」による市場支配力が存在しているとする判断は妥当である。</p>

頁	段落	意見
第8章 - 62頁	8 - 6 - (3)	<p>競争を促進するためには、同質でない事業者の新規参入が、最も有効であるとする評価(案)に賛同します。</p> <p>今後の携帯電話事業の新しいビジネスモデルを生むイノベーションの担い手は、既存の携帯電話事業者とは同質でない新規事業者の参入が必要である。携帯電話市場を取り巻く環境は、基幹網のIP網への統合などからIP電話との連携や異質なサービスとの接続など、新しいサービス開発、提供の多様性が求められている。しかし携帯電話事業への参入障壁が大きく、同質な携帯事業者間に協調行動が存在し、競争は促進されていない。</p> <p><u>「現状では、事業者は複数だがその数が限られ、しかも同質な事業者が多いために協調的行動が生じやすい状況にある。最も有効なのは、ネットワークインフラや電気通信サービスレイヤに競争事業者を参入させることである。しかも、同質でない事業者の参入であることが望ましい。」</u>評価(案)から引用(8章 - 62頁3行目)と評価(案)にも述べられているとおり、競争を促進するためには、同質でない事業者の新規参入が、最も有効であるとする評価(案)に賛同します。</p>